

# 事業所様のための特別加入！

◎ 業務災害と通勤災害が補償されます。

## ◆ 加入の一般的要件 ◆

- ① 中小事業主で雇用労働者の保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること



労働保険事務組合に委託するには、**事務組合**に加入するか**事務組合**があるもしくは加入している社労士事務所を経由して加入申請できます。※

※ 社労士事務所を経由する場合、何らかの形で業務契約を結ぶことが条件になる場合が一般的です。

### 弊事務所契約条件

- ① 労働保険年度更新届
  - ② 社会保険算定基礎届
  - ③ 社会保険賞与支払届
  - ④ 36協定届
- ①+②+③+④=47,300円  
(最少人数の場合)

### 従来型の契約条件

毎月の顧問契約で  
月 22,000 円の場合  
 $22000 \times 12 = 264,000$  円/年

従来型に比べ 216,700 円も節約できます。これで事業所様の労災保険も OK！

ご加入をお考えの方は、ぜひこちらまでご連絡ください。

**お電話お待ちしております！**

はんだ 社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 栃原 嘉明 (とちはら よしあき)

大分市判田台南 2-6-4

TEL 097-507-9822

携帯 090-9590-9357 (至急の場合)